

い。たぶん、資料が整わなかつたためであろう。その意味では、当局の資料隠匿作業が功を奏する。内務省・厚生省や軍部、および製薬会社などは、この問題に限れば、戦争責任を追求されることはなかつた。国民は、このため日本阿片政策について基本的に知らされていない。この問題に対して、残念ながら、現在に至つても、国民レベルの共通認識ができていない。

【8】阿片問題ほど国際条約をふみにじつた例はない。

前述したように、戦前、ハーグ阿片条約など4つの阿片・モルヒネ類に関する国際条約があり、日本はこれらすべての国際条約を調印・批准していた。しかし、これら4つの阿片条約ほど日本によって、守られなかつた国際条約はない。珍しいことである。そこに注目する。日本の外交の基本は、明治以来、国際協調路線、より具体的にいえば、対英米協調路線であった。だから、守るつもりもない国際条約を締結することはなかつた。結果的に守れなかつたとしても、締結当時は、まじめに守ろうと考えたはずである。第一次大戦直後の1920年代初頭は、まだ国際協調路線をとつていた。だから、ハーグ阿片条約を締結した以上、当初はまじめに遵守しようとしたはずである。政府の中でも、条約締結の当事者である外務省はとくに、そのように考えたであろう。

政府・外務省は、条約の定める所を尊重して、それぞれの当事者に対して、中国へのモルヒネ類の密輸をやめるよういいう。中国東北地方や山東省で、実際にモルヒネ類の密輸・密売を取り締まろうとする。全面的にやめることができなくとも、せめて国際的に非難されない程度に下げていってほしいと、外務省はねんごろに要請する。

しかし、現地の植民地当局や軍政当局・軍部はいうことを聞かない。国際条約を遵守して、やめてしまには、モルヒネ類の密売による利益はあまりに大きかつた。いわば「濡れ手に粟」で莫大な利益が入るのだから、なんで自分からその権益を手放す必要があろう。中毒で死ぬのは中国人だ。中国人がいくらく中毒で死んでもかまわないではないかと反論される。

外務省はそういう相手を説得しきれなかつた。結局、現地のいわゆる現実主義路線に負けてしまう。1920年代後半になると、外務省は現実と妥協してしまう。モルヒネ密輸も、見て見ぬふりをしてゆく。実際、モルヒネ密売の在留日本人に対する領事裁判の判決もどんどん甘くなつてゆく。領事もしょせん、外務省の役人であった。そうである以上、その時々の外務省の方針に添つた対応をした。すなわち、外務省がこの問題に対して厳しく対応した時は、領事の判決も厳しかつた。しかし、外務省の対応が甘くなれば、後者もまた当然、甘くなつた。結局、この問題において、外務省の「理想論」が現地の現実論に負けてしまつたのである。

阿片禁止の国際条約を日本がきちんと遵守していないことが国際的にも知られてくる。日本は国際条

約に違反して、中国に大量のモルヒネ類を密輸し、きたない手段で金をもうけ、中国人を苦しめているという評価が次第に国際的に定着してくる。そういった悪い評判は外交面になんらかの影響を与えずにはおかなかつた。

1920年代後半以降、日本は従来から続けてきた国際協調路線から次第に逸脱してゆく。そこにはたしかにさまざまな要因が働いていたが、その中に阿片政策もあつたのではなかろうか。阿片禁止の国際条約を日本が守らなかつたことで、これまで続けてきた国際協調路線に風穴があく。その風穴が拡大するにつれ、対英米協調路線から日本の外交は徐々に離れていったのではなかろうか。このように日本の中中国に対する阿片政策が、実は日本の進路の方向変換の一つの要因になつていたと私は考える。

【9】戦時中の阿片の不足とその打開策

戦争中、阿片が不足してくる。そのため、日本国内では二つの阿片増産政策が行なわれた。まず、これまで伝統的に阿片の生産地であった和歌山県と大阪府では、ケシを強制的に栽培させた。村ごとに作付面積を指定した。それを受け、村や地区（大字）はまた、各農家にケシの作付面積を指定した。1944年7月には、ケシを「特用農作物」に指定した。この措置によって、農民は作付けの自由を奪われた。「特用農作物」に指定されたケシを栽培していれば、次の年もケシを植えることが法律で義務づけられ、他の作物に変更することは許されなかつた。

和歌山県と大阪府以外でも、ケシ栽培が奨励された。こうして、この時、全国的にケシが栽培されるようになる。しかし、他方で食糧生産が重視されていたので、農民や農地は食糧増産に向けられた。要するにケシ栽培は食糧生産に抵触しないように行なわねばならなかつた。

『お百姓さん達の良い田畠は食糧増産に、私達は荒地で罂粟の栽培を引受けませう。』というスローガンが端的にその間の事情を物語ついている。非農民、すなわち学校の児童生徒やサラリーマン、公務員などが動員された。彼らが勤労奉仕で、空き地を使ってケシを栽培した。彼らはもともと農作業に習熟していなかつた。また、仕事の片手間に（パート・タイムで）動員され、ケシ栽培に従事した。だから、効率は当然、悪かつた。大量の労働力が動員された割りには阿片の収穫量は少なく、客観的には労働力のムダ使いに終わった。このように無理を承知で、あえてケシを全国的に作らせたことは、戦時下の原料阿片の不足の深刻な状況から來ていた。植民地の台湾と閩東州は、前述したように当初、ケシ栽培を禁止していた。しかし、途中からケシを栽培し始める。台湾の場合、1930年代からケシ栽培が始まつていて、その生産額は相当に大きかつた。閩東州でも1941年からケシ栽培を始めている。そのほかの植民地や軍事占領地でも、この時、阿片の増産が図られた。しかし、それぞれの地域でも、阿片に対する需要は増大していたので、たとえ増産に成功しても、その分は当該地域の消費に回されてしまい、日本内